

申請者の身分証明書の写しの添付について

補助金交付申請時に、下記の証明の写しの添付が必要です。

※有効期限内のものに限ります。

○1点で良いもの

運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、身体障害者手帳、療育手帳、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード(※)、公務員の身分証、運転経歴証明書、外国人登録証明書、特別永住者証明書、在留カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書

※マイナンバーカードの写しを身分証明書として提出する場合は、裏面(マイナンバーが記載されている面)は提出しないでください。

○2点必要なもの

下記のうち2点を添付してください。なお、下記1の証明書は、必ず1点は必要です。

1. 国民健康保険・後期高齢者医療・健康保険・船員保険または介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険または船員保険に係る年金証書、共済年金または恩給の証書、住民基本台帳カード(写真なし)、交付請求書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、検定合格証、敬老手帳、生活保護者受給者証、市区町村が発行した医療証
2. 学生証、法人(国若しくは地方公共団体を除く)が発行した身分証、国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付き資格証明書